

# 福祉医療事業概要

## 福祉医療費助成事業概要

区分及び根拠法令 (実施年月日)		支給要件		支給対象医療費	給付方法
		年齢等	所得制限		
41 マル老	老人医療費助成事業 市町村条例 (昭和48年10月1日)	昭和15年7月31日までに生まれた70歳未満の者  (後期高齢者医療制度該当者、マル母の対象者及び生活保護受給者を除く)	本人・配偶者・扶養義務者とも市町村民税所得割非課税額	医療保険の自己負担相当額から、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金相当額を控除した額  (入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額を除く)	自動償還 (県外医療機関は「償還払い」)
71 マル乳幼	乳幼児医療費助成事業 市町村条例 (昭和48年10月1日)	0歳児～義務教育就学前 (生活保護受給者を除く)	主として養育する者 児童手当法施行令に定める所得の制限額	医療保険の自己負担相当額から、定(低)額一部負担金を控除した額 定(低)額一部負担金 1レセプト500円/月 ただし14日以上入院の場合は1000円/月 (入院時の食事療養に係る標準負担額を除く)	"
81 マル障	心身障害者医療費助成事業 市町村条例 (昭和48年10月1日)	1歳以上で ・身障手帳1・2級 ・療育手帳A1・2所持者 (後期高齢者医療制度該当者及び生活保護受給者を除く)	旧国民年金法施行令(老齢福祉年金の支給)に定める所得の制限額	医療保険の自己負担相当額から、定(低)額一部負担金を控除した額 定(低)額一部負担金 1レセプト500円/月 ただし14日以上入院の場合は1000円/月 (入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額を除く)	"
91 マル母	母子医療費助成事業 市町村条例 (昭和53年10月1日)	母子家庭の母等と18歳未満(18歳の年度末)の児童及びこれに準ずる者 (後期高齢者医療制度該当者及び生活保護受給者を除く)	児童扶養手当法施行令に定める所得の制限額	"	"
マル重	重度心身障害老人等医療費助成事業 市町村助成要綱 (昭和58年2月1日)	・後期高齢者医療制度加入者でマル障 ・後期高齢者医療制度加入者でマル母 に該当している者等 (生活保護受給者を除く)	マル障・マル母に同じ	"	"